

平成26年 多賀城市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 会議の年月日 平成26年3月12日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 加藤 佳保
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 5 記録係 教育総務課副主幹 古関 義信
- 6 開会の時刻 午後1時
- 7 議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議 事
議案第7号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する
意見について

委員長 ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長 まず、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみこ委員、樋渡委員を指名します。よろしくお願いいたします。

議案第7号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について

委員長 それでは、議事に入ります。議案第7号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長 議案第7号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について、生涯学習課長より説明いたします。

委員長 副教育長。

副教育長 それでは、議案の説明に入ります前に、私のほうから、これまでの経過を説明させていただき、その後で、生涯学習課長から、議案の内容についてご説明いたします。この件につきましては、平成25年11月28日に開催された、平成25年多賀城市教育委員会第6回臨時会で、一度議案としてご説明し、平成25年12月の市議会に提案する予定であると、お話し申し上げたところです。その後、実際には12月の市議会定例会には、条例の上程は行いませんでした。それにつきましては、12月26日の教育委員会定例会で、条例を上程しなかった理由につきましては、ご説明したところです。概略だけ再度、ご説明させていただきますと、建設部の方で進めている駅北再開発事業の関係で、その後の、打ち合わせ等で話を行った内容になりますが、駅北再開発の施行認可の申請が平成26年1月を予定しており、施行認可が平成26年2月を予定しているというのが、12月の時点での建設部の方の見込みでした。そういったことから、施行認可を受けて、事業の施行が明らかになった段階での条例の改正が妥当なのではないかと、判断したというのが、12月時点での考え方でした。

なお、12月の時点では施行認可は2月という話しでしたが、これ

は、現時点では3月中を見込んでいえるということで、建設部のほうからは話しを聞いております。

指定管理をしていくという方向性は、これまでと変わりはありませんが、教育委員会の事務局としましては、平成26年3月末に市議会の臨時会が予定されております。現在のところ3月27日の予定ですが、その市議会臨時会へ、こちらの図書館条例の一部改正についてを提案したいと考えております。

その市議会臨時会への提案を前提にしていることから、本日の臨時会でのご審議をお願いしているところでございます。

また、図書館の第二次基本計画で、移転後の図書館についての構想をご説明しました。そして、図書館の管理運営についてですが、図書館の移転計画で、新しい図書館には顧客目線と経営の視点、マーケティング等、民間の活力とノウハウを取り入れ、地域の課題に向き合い、スピード感と柔軟性のある取り組みを続けていくことが必要だということをご説明申し上げまして、駅前の再開発ビル内に入る事業者を、指定管理者の候補者として手続きを進めていきたいという、移転計画をご承認いただいたところです。今回の条例が市議会承認をもらった後には、6月の市議会に、指定管理者の候補者の議案をあげることを目指して、今後の手続きを進めていきたいと考えております。

なお、指定管理者の指定手続きに関しましては、条例、規則において、公募によらずに、相手方を特定して進めていくことができるわけですが、それらの規定に基づいて、今後進めてまいりたいと考えております。

以上で、これまでの経過等の説明を終わります。それでは、議案の内容について、生涯学習課長のほうから、ご説明いたします。

生涯学習課長 それでは議案第7号多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見についてですが、本条例の改正につきましては、平成25年第11回教育委員会定例会においてご承認いただきました第二次多賀城市立図書館基本計画及び多賀城市立図書館移転計画に基づき、多賀城市立図書館を指定管理者による管理のできる施設にするために条例の一部を改正するものです。改正内容についてご説明しますので、4ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条につきましては、指定管理を行わせることのできる施設として、文中に新たに管理を加えたものです。

また、第2条の次に第3条及び第4条を追加することから、条立て

の整理をしております。

第3条につきましては、図書館業務のうち、指定管理者に管理を行わせることのできる範囲を定めたものです。範囲につきましては3点を掲げておりますが、第1号は、図書館法第3条に定める、図書館奉仕業務各号の実施について、第2号は、施設、設備の維持管理業務、第3号は、その他教育委員会が必要と認めた業務となっております。

次に第4条では、業務遂行上の順守事項として、関連する法令及び条例、規則、並びに教育委員会が定めるところに従い、図書館の管理を行うよう定めるものです。以上で条例改正についての説明を終わります。引き続き、本日配布している資料に基づき、吉田主幹よりご説明いたします。

吉田主幹 議案第7号資料に基づいてご説明をする前に、映像にて新しい図書館のコンセプトと姿についてご覧いただきたいと思っております

【以下プロジェクターにて説明】

これからご説明をさせていただきます図書館のコンセプトと具体的な内容につきましては、後ほどご説明しますが、これまで述べ51回に渡る各種会議あるいは調査を経たことを踏まえたうえで、本日はそのたたき台としてご提示させていただく内容となっております。

教育委員の皆様にご説明する前には、3月7日に図書館協議会の皆様に対して、本日の午前中には社会教育委員の皆様にもご説明をし、様々なご意見をいただいたことをあらかじめご理解いただきたいと思っております。

それではスクリーンをご覧いただきたいと思っております。今お話ししましたとおり、多賀城駅前に移転いたします図書館については、エリアそのものに対する市民の皆様のご提案、要望と図書館そのものに対してのご提案というものが大まかにスクリーン上に記載してございます。まずは駅周辺に休憩するところがないので、カフェやレストランが大事だということ。あるいは図書館に対しては、これまでの図書館は貸し出すことを中心としたものだったのですが、居心地の良い空間、あるいは開館時間の延長という意味では使い勝手のいい図書館に是非していただきたいといった要望等を数多くいただいております。総合的に考えますと、図書館でこれまで通り学習したり、本を貸すということだけではなく、「いろんなことをできる場所（プレイス）」という

ような意味合いが非常に強いのではないかと考えております。したがって、図書館のコンセプトとして、1つは「家族が絵になる図書館」、これまでは市民の約1割の皆様しか実数としてお使いいただいていた図書館ですが、新しい図書館では、家族の皆さん、つまりは初心者の方々でも気軽においでいただけるような公共施設の整備をしていこうと考えております。

それから「もう1つの家」に帰るということですが、これは新しい図書館の建設については、復興のシンボルとして取組を行っていくというような方向性を打ち出しているため、皆様が集える・集まれるというコンセプトからこういったタイトルを示しているということになっております。今お話ししましたとおり、新しい移転後の図書館につきましては、1つ目は市民の皆さんにご自分の家のように使っていただきたいという思いと、本を通して成長する、あるいは本に感化されるというような、いわゆる教育機関である図書館としての本来の機能の充実の2つの柱で運営をしていきたいと考えております。

こういった観点から、新しい図書館が3階建ての建物になるということについては、委員の皆様にもこれまでご説明してきましたが、1階フロアは「リビング」として家族の皆さんで和気あいあいと過ごしていただけるような機能や施設を配置していきたいと考えております。つまり、今まで図書館には縁の遠かった市民の皆様にも、敷居を下げて気軽に移動していただけるような空間と環境を創出していきたい、という考え方を持っております。

次に2階に関しては、書斎、ひとりで学んだり趣味へ没頭したりできるように、これまでの図書館の機能を強化・充実していくという方向性で考えていってはどうかという思いを持っております。したがって、3階建ての図書館には、フロアごとにコンセプトを設けて、利用対象者を明確にして行きたいと考えております。このことから、1階は少々賑やかになっても良い空間ということを考えております。2階については、図書館そのものが教育機関として地域や社会を創り支えるといった人材を創出するという機能を持っているため、それらの機能を強化・充実していくという考え方になります。

ここからはイメージになるのですが、1階フロアにつきましては、1日中家族で楽しめるような公共施設を作っていきたいと思っております。子どもの知的な好奇心を育む図書館という機能を1階フロアに設置していきたいと考えております。さらには、人と人が繋がるコミュ

ニティ空間も配置したいと思っております。これまでの図書館というのは、少々緊張感を持って静かなところに入っていきような場所だったのですが、多くの皆様にまずは本に触れていただく、親しんでいただくということからすると、こういった3つの柱で1階フロアを考えていきたいと思っております。各階の、利用層のイメージを図式化すると、繰り返しになりますが、1階については主にこれまで図書館においでいただくことがなかった方であったり、あるいは家族、子育て中のお父さんお母さん、子どもさんたちといった方々に、楽しく本に触れ親しむというような環境と内容を実現していくということになります。

2階につきましては、現在の図書館の利用者の皆様がより本に没頭したり、調べ物ができるようなフロアの構成にしていきたいと考えております。

3階は、学生や研究者等にもふさわしい図書館についても実現していきたいと考えております。したがって、1階が「ライト」、2階が「レギュラー」、3階が「ヘビー」というように、上に行くにしたがって性能が上がってくるような施設の構成を考えております。ここからはイメージになりますが、1階は図書館を使ったことのない市民の皆様が使えるようにリビングのような空間を創りたいということで、図書館の内部にはローソファーやこれまでにないようなデザインをもって本に親しんでいただくような環境やスペースを創っていきたいと考えております。これはあくまでイメージということでご理解いただければと思います。

同じく1階フロアは子どもたちにとって本を身近なものにするということで、読書活動の推進という意味合いで本だけでなく、少し体を動かせるようにして、飽きずに楽しめるような工夫も取り入れてはどうかと考えております。

また、「読み聞かせ室（コーナー）」ということで、子どもたちがじっくり本に親しんで話を聞くという環境についてもしっかりと創っていきたいと考えております。次に子どもたちに対する読み聞かせやイベントについてですが、現在でも多くのボランティア団体の皆様にご支援をいただいて実施をしているのですが、駅前に立地をすることや再開発ビルB棟には子育てサポートセンターが移転をするという計画もありますので、子どもたちに対する活動というのはこれまで以上に強化・充実を図っていきたいと考えております。

次に2階フロアイメージについてご説明いたします。先ほどもお話ししましたとおり、読書好き、読書家の皆様にご満足いただけるような空間、また、本を通して多賀城市の人材創出に繋がるような空間や機能を配置していきたいと考えております。イメージは書齋のように使っていただきたい空間なので、デザインについても全体的に落ち着いたもののあるもので、1階のつくりとは180度違う雰囲気をも2階フロアでは実現していきたいと考えております。つまり、現在ある図書館の本来の機能をより充実させるようなイメージを持っていただければと思います。

次に3階フロアは、専門性の高い利用者の皆様のご期待にお応えできるような創りをすることと、当初から教育委員会としては、歴史都市多賀城にふさわしい図書館ということをご柱として掲げておりましたので、それらを具現化するという事を考えています。特に、立地が駅前なので、学生やビジネス等で使用する方々もいらっしゃると思うので、3階については集中して過ごせるということで、学習・研究・仕事ができるような空間を創っていきたく思っております。特に強化するジャンルと言え、「歴史」に関する書籍は当然のことなのですが、「3.11の東日本大震災の継承」というものも教育委員会として実践・実施をしていかなければならないと思っておりますので、このような部門も新しい図書館の3階部分で位置づけをしていきたく思っております。多賀城市を象徴する、あるいは東日本大震災を後世に伝えるということをお本だけでなく、ディスプレイ等も交えながら市民の皆様に情報提供ができるような創りにしていきたいと考えております。以上のようなイメージで3階部分は考えております。

今のお話した内容を総括しますと、1階は図書館初心者の方に多くご利用いただきたいことから「家族、人々で賑わうリビングルーム」、2階は「居心地の良い書齋のような空間」として一部BGMを流しますが、奥に行くにしたがって音が消えていくような演出を考えております。3階は「集中して過ごせる学習・研究・仕事の間」として、BGMは一切流さないようにします。

新しい図書館のコンセプト、階層別のコンセプトについてご説明いたしました、これまで延べ51回にわたり図書館協議会、社会教育委員会、現場の司書との話し合い、先進地の調査等を行ってきまして、これらを積み上げた一つの考え方、方向性であることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、これまで議会に対しましても様々な図面をもってご説明してきたところですが、その中で児童コーナーの設置箇所とその安全性について様々な意見を頂戴しております。現在のプランでは、西側の出入口になります。これまではこの付近に考えておりましたが、利用する子どもたちの安全性を確保するという意味合いから、配置場所を変えたらどうかという意見がありました。子どもたちの安全を守るために2階に設けたらどうかとの意見をいただきました。ただ、先ほど階層別のコンセプトをお話しましたとおり、安全性の面を確保したうえで1階に配置できないだろうかと考え、西側は完全に閉じることとし、新しく北側に出入口を設け、児童コーナーが一番遠くなるようにしました。したがって、出入口は正面と、東側の2箇所としました。

なお、この変更案は図書館協議会、社会教育委員会議、そして教育委員の皆様にご相談をし、意見をいただきたいと思っております。以上、図書館に対する意見や提案を積み上げてきた考え方、そして児童書コーナーの安全性の確保についてお話をさせていただきました。

続きまして、議案第7号資料をご覧ください。1、2ページ「図書館の移転に関する平成25年度の取組状況について」ですが、25年度は第二次多賀城市立図書館計画、多賀城市立図書館移転計画の策定、移転後の図書館の運営計画を主な内容にしまして、51回にわたる会議と調査を実施してきました。2ページですが、その中で、子どもたちの意見も新しい図書館の考え方に反映していきたいと考え、第二中学校を除く9の小中学校で「ワークショップ」を開催し、様々な意見をいただきました。それから図書館ボランティア連絡会の皆さんとの意見交換会や専門性を持っている現場の司書の皆さんとお話をしながら、これからのあるべき図書館の姿を積み重ねてきた内容になっております。

3ページには児童生徒が新しい図書館へ望む声を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。参加者は9校で161名でした。この内容につきましては、既に市ホームページに掲載しております。

次に、5、6ページになりますが、「移転する多賀城市立図書館基本サービス一覧」です。この概要ですが、移転計画、第二次計画等の内容をこちらに記載しております。主な部分を説明しますと、まず1開館についてです。休館日ですが、現在は毎月月末の日、年末年始、祝日、月曜日、蔵書点検の期間としておりますが、移転後の図書館では、毎月月末の日と年末年始の日と考えております。現状365日分の275日の開館が、移転後は365日分の347日となります。

次に開館時間ですが、現在は9時から17時までですが、移転後は9時から21時30分までと考えております。これは、駅前に移転をするということ、これまで図書館に行きたくても行くことが出来なかった現役世代の利用を可能にしたいこと、とのことから大幅な開館時間の増としたものです。

次に2貸出サービスですが、移転後は本の管理をICチップでしたいと考えております。それに伴うタグの設定であったり、自動貸出機の設置等利用する方へのサービスの向上、もう一つは、司書本来の業務に専念できる環境づくりを実現していきたいと考えております。現在は、貸出業務に非常に労力を割かれており、レファレンス業務が出来ない状態ですので、利用者の相談ですとかそういったことができる環境を充実していきたいと考えております。

4から7についてですが、返却や予約、ITサービス等がありますが、活字とITの相互関係、ハイブリッド図書館がこれから必要であると国の指針にも出ていますので、そういった時代の流れにあった環境の整備を図っていききたいと考えております。

次のページですが、先ほども言いましたがIT関係につきましては充実していきたいと考えております。8視聴覚サービスですが、これまでは専用の場所を設けていたのですが、移転後はポータブルDVDを貸し出し、館内どこでもご覧いただける様に変更いたします。

次に9ボランティアサービス、イベントサービスですが現状に比べて強化していきたいと考えております。ボランティアの方々には引き続きご支援をいただけるような関係性や理解を求めながら取り組んでいきたいと考えております。なお、新しい図書館の3階にはボランティアの皆さんのための「ボランティア室」を設けて活動する方の側面支援をしていきたいと考えております。

10学校図書サービスです、司書派遣ですが、現在は本館から小学校に6名派遣しております。将来的には中学校にも司書を派遣し、本館と学校図書館の強化充実を図っていきます。

11移動図書館ですが、こちらは現状の形態を維持したいと考えております。学校図書館が充実することで学校への巡回が廃止となれば、これまで行けなかったところへ行くことも考えております。

次に12蔵書ですが、現在は概ね10万冊を開架し、10万冊を閉架書庫に保管しておりますが、移転後は20万冊を開架し、10万冊ストックできる閉架書庫をつくっていききたいと考えております。次に本のジ

ジャンルですが、現在は日本十進分類法という法則にしたがって分類していますが、歴史のある分類法ですが、初心者の方にはなじみの無いといえますか、ちょっと難しい配置がされていることから、読みたい本が容易に探せるような本の配置を工夫していきたいと思います。

新聞のデジタルデータですが、スペースを取ること、紙を長い時間保存するのは大変神経を使うものでして、移転を契機に地方紙のみデジタルデータ化していきたいと考えております。

次に雑誌のタイトル数ですが、現在115タイトルの雑誌が置かれています。これにつきましては、限られた図書購入費の中で、消費スピードの速い雑誌類に占める予算が大きいものですから、隣に書店が来るということもありますので、相乗効果を図りつつ、雑誌類については圧縮していく考えです。

次に13選書ですが、選書については基準を教育委員会が責任を持って作成をし、それに基づいて指定管理者が選書をする、という決め事をつくっていきたいと考えております。

次に14利便性です。席数は現在の49席から、移転後は150から200席は確保したいと考えております。滞在型の図書館として一日中楽しんで頂きたいという思いもありますので、最低でもこの数字は確保したいと考えております。

次に飲み物ですが、こちらもゆっくりとくつろいでいただける空間をつくるというコンセプトから、エリアを決めて可能にしていきたいと考えております。貴重な本や歴史書がございますので、それ以外はエリアを決めてリビングのようにおくつろぎいただきたい、と考えております。

それから、利便性ということでは、子ども用のコーナーの充実を図りまして、子ども専用のトイレやあるいは授乳室といったものも確保していきたいと考えております。

15図書館協議会ですが、指定管理後であっても図書館条例に基づき、引き続き運営等について協議する場として設置していきます。以上、新しい図書館のコンセプト、これまで検討、議論してきた内容についてご説明いたしました。

委員長 ただいま新しい図書館の姿について、詳しくご説明いただきました。それと、今回の議案であります図書館条例の一部を改正する条例ですが、質疑ありませんか。

生涯学習課長 その前によろしいでしょうか。平成26年度の予算審議ですが、第1回市議会定例会の中で多くの議員から図書館に関しての質疑

がありました。その質疑の内容と、こちらが回答した内容をお話したいと思います。

まず、「児童書コーナーの安全性、防犯等を考慮する」についてですが、その後の進捗状況を教えて欲しいとのことでした。これにつきましては、「まだ詳しくはいえませんが教育委員会で解決策が見えるよう進めていきます」旨の回答をしております。それに関連しまして、「2階に持っていかない理由は何か」の質問に対して、1階は気軽に行けるようにというのがコンセプトですので、「子育て世代の家庭が来やすいように、子どもでも階段を使わずに行けるようにと計画していますので、2階には持っていかずに1階でどのように安全安心を守れるかという設計を考えていきます」、と回答しております。

次に、Tカードについてです。「Tカードの効用をマイナス面も含めて回答して欲しい。」とのことでした。「Tカードの導入については具体的な検討には至っていない」旨話しております。

次に、「商業施設と図書館が一体化するのはいかがなものか」と、「CCCに指定管理することが不安である」、といった質疑に対しましては、「丸投げしようとは考えていませんし、35年の理念をきちんと守りながら進めて行きたい」旨回答しております。

次に、児童・生徒の利用に関する質問には、「各小中学校、PTAから色々と意見をいただきながら進めて行きたい」旨回答しております。その他、読み聞かせコーナーや子ども用トイレ等の話もありましたが、「児童書コーナー付近に設置する」旨話しております。

それから、「指定管理になった場合、ボランティアはどのようになるのか」、に対しては「より一層お手伝いいただきたい」旨話しております。

学校図書館との関係につきましては、「今後中学校も含めて維持していく」旨話しております。

「開架書庫、児童書庫の高さはどの位か」に対しては、「特に児童図書に対しては、児童の手が届く範囲にしたいですし、ただ、幼児と高学年が一緒では使い勝手が悪いですし、それぞれコンセプトを考えながら高さを考えていく」旨回答しています。報告を終わります。

委員長　それでは、委員から質疑ございませんか。樋渡委員。

樋渡委員　児童書コーナーが1階とのこと、先ほどのお話ですと、これから具体的な安全性について考えていくとのことでした。夜9時30分までの開館となると、もしお子さんが一人で来られた時の時間的な制約

ですとか、児童コーナーは常時管理できる人を配備するのかとか、親と来る場合は問題ないと思うのですが、子どもたちも来易いというのをコンセプトにするのであれば、安全性についてどのようにお考えなのかお聞きしたいのですが。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 先ほどの議会での報告でもお話ししましたが、児童書コーナー西側を閉鎖し容易に出入りが出来ない、通り抜けが出来ないようにします。出入口にはカウンターを設けて、常時司書を配備いたします。そして、これから学校、PTAと協議を重ねてルールづくりをしていきます。駅前ということで、これまでより不特定多数の人が出入りすると思いますので、安全性を確保していかなければならないと考えております。それから、開館時間は9時30分までですが、まさか子どもが一人で9時30分まで居てもいいルールを設けるつもりはありません。今後協議していきます。例えば、何時以降は保護者同伴とか利用を禁止するとか考えていかなければならないと思います。

樋渡委員 他の人が出入りできないようにするとした時に、そこが隔離されていて例えば子どもがトイレとか、そのスペースだけで済むのかというのが気になりますね。

生涯学習課長 児童書コーナーの中には、幼児を含めた児童専用のトイレを設置します。それから授乳室もつくる予定です。あとウォータークーラーも設置します。ただ、現在は方向性だけですので、今後もっと協議を重ねていく必要があります。

樋渡委員 開架式の場合、本を取りやすいのは良いのですが、地震が発生したとき、本が落下しないような対応はどうでしょうか。

生涯学習課長 高さがある書庫につきましては、安全性について十分に対応を考えていきたいと思っております。

樋渡委員 雑誌の種類が減るようですが、図書館に来て読むという方については不便になると思うのですが。

生涯学習課長 雑誌は情報として非常に早いものです。1週間後にはそこに書かれている情報が既に古くなっています。あと、多くの趣味の雑誌がある中で、趣味に特化しがちですと、極少数の方しか見ない雑誌もありますし、全体の予算の中で考えた時に開館日数、時間が拡大し、図書館に係る予算が増大します。図書の購入費も考えた時に、そういったスピードの速い雑誌類を充実するよりも人間性をつくるとか、そういった本を充実していく方向で検討しているところです。

樋渡委員 ITサービスでipadの採用とありますが、このところ教えていただきたいのですが。

生涯学習課長 タブレット端末を図書検索用等の際にお貸しするものです。固定したものを1台置くのではなく、複数用意して館内で自由に貸し出すことを考えています。

樋渡委員 返却サービスで宅急便返却が全国一律500円とありますが、市民であれば無料になるとか検討はしているのでしょうか。

生涯学習課長 例えば市外や県外から来られた方が、多賀城の図書館にしかない本を借りて行って、返却は郵送で行いたいとした場合を想定しているものです。

委員長 他にございませんか。今野委員。

今野委員 開館時間の「社会教育施設との整合性を図る」とありますが、どういことでしょうか。

生涯学習課長 他の社会教育施設、文化センター、各地区公民館等と合わせて、開館時間を夜9時30分までとするものです。開館時間を何時までとするかとした時に、他の社会教育施設との整合性を図るため9時30分としたものです。

今野委員 先ほど児童図書コーナーの件で、学校、PTAと話し合いをしていくとのことですが、どのような感じで進めていくのでしょうか。

生涯学習課長 校長会に話題を振って、そこからPTAを含めて意見をいただくと考えています。色々な意見があると思いますが、学校の位置によって近い遠いがありますので、市教委で一律こうだよというルールをつくるのではなく、学校ごとにルール化していただきたいと考えております。これからじっくりやっていきたいと思ひます。

委員長 具体的なケースを考えながら、各学校とも対応を考えていかなければならないのかなと思ひます。まず乳幼児は必ず保護者がついてますし、中学生も図書館に来ることだけであれば、活動範囲ですし大丈夫だと思ひます。問題は小学生ですよね、私も多賀城小学校にいた時に帰り図書館に寄ると、多賀城小学校の子どもだけで、他の学校の子どもは来ておりません。それぞれの学校で学区外に出てはだめですよ、生活指導の一環として長年培われております。最初の頃は物珍しさから子どもだけのグループでというのがあったときにどのように対処するのかだと思ひます。各学校、特に生活指導を担当されている先生方は考えられる現状を出し合って、ルール化していくのが良いのかなと思ひます。最初から教育委員会で子どもの利用は何時から

何時までだと一方的に決めるのではなく、そこは十分間に入りながら開館に向けてルール化していければと思います。

それから、図書の予算が無尽蔵にあって、図書館に備えられるべき図書が無尽蔵に出来るのであれば一番良い訳ですが、実際それは無理な訳で、限られた予算の中で優先順位となるのですが、これは時々マスコミで取り上げられますが、いわゆるベストセラーの図書を大量に揃えてこれは市民からの要望だと、読みたい本を大量に揃えていただきたいと、ただこれが別の市民から言わせると、そういったベストセラーは図書館にある程度必要なのは分かるが、限られた予算の中で、同じ本が何十冊とあることで、本来図書館において置くべき1冊、2冊を揃える本の予算が削られてしまっているという現状があります。一概にどれが良いという訳ではありませんが、今度雑誌の種類が少なくなるとのことですので、限られた予算の中で多賀城市の図書館の理念に沿ったかたちで決めてもらえればと思います。

委員長 他に質疑ありませんか。菊池委員。

菊池委員 質問ではありませんが、本日の説明を聞いて非常に楽しみだなと感じました。

樋渡委員 よろしいでしょうか、選書の基準で図書館マニュアルに基づいていたのを、新たに選書基準を作成するとしています。その時は司書の方も含めて基準をつくっていくということでしょうか。

生涯学習課長 司書も含めて教育委員会で選書基準はつくりますが、選書についてはある程度指定管理に任せるようになると思います。

委員長 他に質疑ありませんか

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第7号について、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第7号について原案のとおり決定します。

委員長 以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第2回臨時会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時25分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 古関 義信

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成26年3月24日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印